

# 「官公需適格組合」とは

官公需適格組合制度は、官公需の受注に際して中小企業者の自主的努力を支えるため「昭和42年度中小企業に関する国等の契約の方針」に基づいて、国等が発注に際して中小企業者の組合等の活用を積極的に行えるよう便宜を図るために制度化されたものです。

官公需適格組合は、共同受注したものを完全に納入できる十分な体制・経営基盤が整備されている組合として中小企業庁（山梨県の場合は関東経済産業局）が証明するものです。

この証明を受けられる組合は、中小企業者が組合員である事業協同組合、企業組合、協業組合等で以下の基準を満たしていることが条件になっています。

官公需適格組合の証明を得ようとする組合は、官公需の共同受注にあたって、人材・財政的に整備を行い、実施体制や今までの実績、組合の資産状況などを検討した上で申請書を作成し、中小企業団体中央会の「内容事実確認」を受け、所轄の経済産業局に提出します。申請を受けた経済産業局では「官公需適格組合証明基準」にのっとり事実確認を行い、証明基準に適合した組合にのみ証明をすることになっています。

## 物品・役務関係の証明基準

基準1 組合が、組合員の協調裡に円滑に行われていること

基準2 官公需の受注について熱心な指導者がいること

基準3 常勤役職員が1名以上いること

共同受注担当役員が定められていること

共同受注担当役員を含めた若干名をもって構成する共同受注委員会が設置されていること

官公需共同受注規約が定められていること

共同受注委員会が適正に運営され、共同受注規約に従って組合運営が行われていること

共同受注した案件に関する検査体制が確立されていること

その他共同受注体制に関し問題があると認められるものではないこと

基準4 組合運営を円滑に行うに足りる経営的収入があること

その他経理的基礎又は金銭的信用の面で問題があると認められるものではないこと

基準5 組合又は組合員に予算決算及び会計令第71条第1項各号に該当する事実がないこと

組合若しくは組合員が暴力団であること若しくは組合の役員等が暴力団員である

こと又は組合の役員等が暴力団の維持、運営に協力・関与しているなど社会的に非難されるべき関係を有していることの事実がないこと

その他組合の共同事業の遂行、組合及び組合員の労働福祉の状況、社会的信用その他の面で著しい問題があると認められるものでないこと

#### **工事関係の証明基準**（上記に加えて）

基準1 共同受注事業を1年以上行っており、証明申請日の前1年間において、相当程度の共同受注の実績があること

組合の定款において、組合員が自由脱退する場合の予告期間を1年としていること

証明申請日の前1年間において、組合と組合員とが同一の官公需の競争入札に応札したことがないこと

基準3 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事であって、工事1件の請負代金の額が2,500万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては、5,000万円）以上のものを請け負おうとする組合にあっては、常勤役職員が2名以上おり、当該役職員のうち2名以上が技術職員であること

上記以外の工事を請け負おうとする組合にあっては、事務局常勤役職員が1名以上いること。

組合独自の事務所を有していること

基準4 自己資本、資金調達力、欠損状況その他の観点からみて工事を履行するに足りる経理的基礎を有すると認められること。

基準5 官公需の受注に関し中小企業団体中央会の指導を受けていること。